

## 第二期函館市子ども・子育て支援事業計画の構成（案）

基本的に現行計画の構成を踏襲するが、一部再編成等し、計画全体で第 1 章～第 6 章とする。

### 第 1 章 計画策定の趣旨等

計画策定の「背景」「趣旨」「位置付け」「策定体制」「計画期間」について掲載

### 第 2 章 函館市の子ども・子育てを取り巻く環境

本市の少子化等の現状、世帯の状況、産業・就業構造の状況、子育ての実態について、統計データ（国の統計調査、市各種資料、ニーズ調査結果等）を掲載

さらに、目標年度（～2024 年度）までの将来人口推計を掲載

※第二期計画(案)  
現行計画では章出ししていますが、見やすさに配慮して、第 2 章に包含して掲載します。

### 第 3 章 計画の基本理念と施策の方向等

計画の「基本理念」「基本的視点」「施策の方向」「施策の体系」について掲載

「施策の方向」（8 項目）

- 1 地域における子育て支援
- 2 母子の健康確保と増進
- 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 仕事と生活の調和の実現
- 6 特別な援助を要する家庭への支援
- 7 母子家庭および父子家庭の自立支援
- 8 子どもの貧困対策

※第二期計画(案)  
次ページ

※第二期計画(案)  
『子どもの貧困対策』を計画に盛り込みますが、現行計画の「8 子育てに伴う経済的負担の軽減」を「8 子どもの貧困対策」に変更のうえ掲載します。

### 第 4 章 施策の展開とサービスの目標量等

第 3 章の「施策の方向」「施策の体系」に沿った取組内容を掲載

【次世代育成支援対策推進法】

### 第 5 章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

幼稚園・保育園等や子育て支援事業の利用状況・利用希望（ニーズ調査）を踏まえて、「量の見込み」（需要）を設定し、「確保方策」（供給）を計画して掲載

※計画の必須記載事項【子ども・子育て支援法】

### 第 6 章 計画の推進

計画推進の連携体制等を掲載

